第三十二条第一項第二号イ⑽の次に次のように加える。

⑾　第七条第一項第二号イ⑰又は⑳に掲げる医薬品（⑿に掲げるものを除く。）　千五百六十五万二千六百円

⑿　⑾に掲げる医薬品に係る法第十四条第九項の承認の申請（以下この号において「承認申請」という。）をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品　千四百四十七万八千四百円

⒀　第七条第一項第二号イ⑱又は㉑に掲げる医薬品（⒁に掲げるものを除く。）　百三十三万二千二百円

⒁　⒀に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品　百二十三万二千三百円

第三十二条第一項第二号イに次のように加える。

⑳　⑲に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品　五万八百円

第三十二条第一項第二号ロ中「又は⑵」を「から⑶まで」に改め、同号ロ⑴中「三万七千三百円」を「五万五千九百円」に改め、同号ロ⑵中「医薬部外品」の下に「⑶に掲げるものを除く。」を加え、「五万八百円」を「八万千二百円」に改め、同号ロに次のように加える。

⑶　⑵に掲げる医薬部外品に係る承認申請をした者が、当該承認申請をした日から一月以内に当該承認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る承認申請をする場合における当該医薬部外品　五万八百円

第三十二条第二項第一号イ中「八百九万六千四百円」を「千三十六万三千三百円」に改め、同号ロ中「四百五万六千円」を「五百十九万千六百円」に改め、同号ハ中「二百二万三千九百円」を「二百五十九万五百円」に改め、同号ニ中「百万九千八百円」を「百二十九万二千五百円」に改め、同号ホ中「三百四万三百円」を「三百八十九万千五百円」に改め、同号ヘ中「九十四万七千百円」を「九十七万三千三百円」に改め、同号ト中「七十六万三百円」を「九十七万三千三百円」に改め、同号チ中「三十八万二千八百円」を「四十八万九千九百円」に改め、同項第二号イ中「三百四万三百円」を「三百八十九万千五百円」に改め、同号ハ中「十四万九千円」を「十九万五千五百円」に改め、同号ホ中「三十八万二千八百円」を「四十八万九千九百円」に改め、同号ヘ中「十三万五千四百円」を「十七万三千三百円」に改め、同号ト中「二百六十六万二百円」を「三百八十九万千五百円」に改め、同号チ中「六十六万五千二百円」を「九十七万三千百円」に改め、同条第四項第一号イ中「二百五十四万五千六百円」を「三百二十五万八千三百円」に改め、同号ロ中「二百八十一万七千百円」を「三百六十万六千二百円」に改め、同項第二号イ⑴中「三百三十六万千二百円」を「四百三十二万二千三百円」に改め、同号イ⑵中「三百七十一万七千六百円」を「四百七十五万九千六百円」に改め、同号イ⑶中「八十八万九千六百円」を「百十三万八千六百円」に改め、同号ロ⑵中「三百七十一万七千六百円」を「四百七十五万八千六百円」に改め、同号ロ⑶中「八十八万九千六百円」を「百十三万八千六百円」に改め、同号ロ⑷中「九十二万七千九百円」を「百十八万七千七百円」に改め、同条第五項第一号イ⑴中「七十八万七千八百円」を「九十六万千百円」に改め、同号イ⑵中「九十九万八千八百円」を「百二十一万八千五百円」に改め、同号ロ⑴中「八十七万五千円」を「百六万七千五百円」に改め、同号ロ⑵中「百十万四千二百円」を「百三十四万七千七百円」に改め、同号ハ⑵中「六十九万千二百円」を「八十四万三千二百円」に改め、同号ニ⑴中「三十九万八千四百円」を「四十八万六千円」に改め、同号ニ⑵中「三十九万九千九百円」を「四十九万七千六百円」に改め、同号ニ⑶中「九十二万八千円」を「九千七百円」に改め、同号ニ⑷中「三十九万九千九百円」を「四十九万七千六百円」に改め、同号ニ⑸中「二十五万六千七百円」を「二十七万六千三百円」に改め、同号イ⑹中「二十万四千八百円」を「二十二万四百円」に改め、同号イ⑺中「百三十九万三千八百円」を「四百五十万百円」に改め、同号イ⑻中「百四万三千三百円」を「百十二万二千九百円」に改め、同号イ⑼中「八十三万七千二百円」を「九十万千百円」に改め、同号イ⑽中「十六万九千三百円」を「十八万二千二百円」に改め、同号ロ⑷中「五十二万八千七百円」を「二十九万五千六百円」に改め、同条第二項第一号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの」を加え、「百十四万四千七百円」を「百二十八万九千九百円」に改め、同号ロ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ハ中「第十二条第一項第一号イ⑸」を「第十二条第一項第一号イ⑴」に改め、「医療機器」の下に「イ及びロに掲げるものを除く。」」を加え、「八万三千百円」を「八万九千四百円」に改め、同項第二号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ロ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ハ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ニ⑵中「六十九万千九百円」を「七十万二千二百円」に改め、同項第三号イ⑴中「七十八万七千百円」に、「三万六千百円」を「四万四千円」に改め、同号イ⑵中「九十九万八千八百円」を「百十七万四千四百円」に、「三万六千百円」を「四万四千円」に改め、同号ロ⑴中「五十四万八千五百円」を「六十五万千五百円」に、「一万四千七百円」を「一万七千九百円」に改め、同号ロ⑵中「六十九万千二百円」を「八十二万五千三百円」に、「一万四千七百円」を「一万七千九百円」に改め、同号ハ⑴中「三十九万八千四百円」を「四十七万二千三百円」に、「一万千三百円」を「一万三千七百円」に改め、同号ハ⑵中「五十万千九百円」を「五十九万八千六百円」に、「一万千三百円」を「一万三千七百円」に改め、同号ニ⑴中「三十万五千七百円」を「三十八万二千七百円」に、「八千円」を「九千七百円」に改め、同号ニ⑵中「三十九万九千九百円」を「四十九万七千六百円」に、「八千円」を「九千七百円」に改め、同条第六項第一号イ中「七万五千四百円」を「九万千九百円」に改め、同項第二号イ中「三十万五千七百円」を「三十八万二千七百円」に、「八千円」を「九千七百円」に改め、同号ロ中「三十九万九千九百円」を「四十九万七千六百円」に、「八千円」を「九千七百円」に改め、同条第九項第一号中「九十六万七千八百円」を「百二十三万八千七百円」に改め、同項第二号中「三十二万五千八百円」を「四十一万七千円」に改め、同条第十項第一号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「三百三十万百円」を「四百二十二万四千百円」に改め、同号ロ中「百十万千百円」を「百四十万九千四百円」に改め、同項第二号イ⑴中「二百五十四万五千六百円」を「三百二十五万八千三百円」に改め、同号イ⑵中「二百八十一万七千四百円」を「三百六十万六千二百円」に改め、同号ロ⑴中「二百七十万七千二百円」を「三百四十六万五千二百円」に改め、同号ロ⑵中「二百九十七万四千二百円」を「三百八十万六千九百円」に改め、同号ロ⑶中「九十二万八千九百円」を「百二十二万円」に改める。

第三十三条第一項第一号イ⑴中「千四百五十八万千四百円」を「千六百四十三万千三百円」に改め、同号イ⑵中「八百三十二万五千三百円」を「九百三十八万千四百円」に改め、同号イ⑶中「千四十万六千七百円」を「千百七十二万七千円」に改め、同号イ⑷中「四百九十八万六千三百円」を「五百六十一万八千八百円」に改め、同号イ⑸中「五十万六千四百円」を「五十四万五千円」に改め、同号イ⑹中「四十三万七千円」を「四十五万千八百円」に改め、同号イ⑺中「二百七十七万九千三百円」を「二百九十九万千二百円」に改め、同号イ⑻中「二百八万五千八百円」を「二百二十四万四千九百円」に改め、同号イ⑼中「百六十六万三千六百円」を「百七十九万五百円」に改め、同号ロ⑸中「三十八万百円」を「四十五万四千八百円」に改め、同号ロ⑹中「百九万六千五百円」を「百二十一万八千六百円」に改め、同項第二号イ⑴中「七百二十九万八千四百円」を「八百二十二万四千三百円」に改め、同号イ⑵中「四百十六万七千百円」を「四百六十九万五千八百円」に改め、同号イ⑶中「五百二十万八千九百円」を「五百八十六万九千七百円」に改め、同号イ⑷中「二百五十九万千円」を「二百八十二万七千三百円」に改め、同号イ⑸中「二十五万六千七百円」を「二十七万六千三百円」に改め、同号イ⑹中「二十万四千八百円」を「二十二万四百円」に改め、同号イ⑺中「百三十九万三千八百円」を「四百五十万百円」に改め、同号イ⑻中「百四万三千三百円」を「百十二万二千九百円」に改め、同号イ⑼中「八十三万七千二百円」を「九十万千百円」に改め、同号イ⑽中「十六万九千三百円」を「十八万二千二百円」に改め、同号ロ⑷中「五十二万八千七百円」を「二十九万五千六百円」に改め、同条第二項第一号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの」を加え、「百十四万四千七百円」を「百二十八万九千九百円」に改め、同号ロ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ハ中「第十二条第一項第一号イ⑸」を「第十二条第一項第一号イ⑴」に改め、「医療機器」の下に「イ及びロに掲げるものを除く。」」を加え、「八万三千百円」を「八万九千四百円」に改め、同項第二号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ロ中「十万二千三百円」を「十二万二千二百円」に改め、同号ロ⑴中「七万五千四百円」を「九万千九百円」に改め、同号ロ⑵中「六十九万千二百円」を「八十二万五千三百円」に改め、同号ロ⑶中「九十二万八千九百円」を「百二十二万円」に改める。

第三十三条第一項第一号イ⑴中「千四百五十八万千四百円」を「千六百四十三万千三百円」に改め、同号イ⑵中「八百三十二万五千三百円」を「九百三十八万千四百円」に改め、同号イ⑶中「千四十万六千七百円」を「千百七十二万七千円」に改め、同号イ⑷中「四百九十八万六千三百円」を「五百六十一万八千八百円」に改め、同号イ⑸中「五十万六千四百円」を「五十四万五千円」に改め、同号イ⑹中「四十三万七千円」を「四十五万千八百円」に改め、同号イ⑺中「二百七十七万九千三百円」を「二百九十九万千二百円」に改め、同号イ⑻中「二百八万五千八百円」を「二百二十四万四千九百円」に改め、同号イ⑼中「百六十六万三千六百円」を「百七十九万五百円」に改め、同号ロ⑸中「三十八万百円」を「四十五万四千八百円」に改め、同号ロ⑹中「百九万六千五百円」を「百二十一万八千六百円」に改め、同項第二号イ⑴中「七百二十九万八千四百円」を「八百二十二万四千三百円」に改め、同号イ⑵中「四百十六万七千百円」を「四百六十九万五千八百円」に改め、同号イ⑶中「五百二十万八千九百円」を「五百八十六万九千七百円」に改め、同号イ⑷中「二百五十九万千円」を「二百八十二万七千三百円」に改め、同号イ⑸中「二十五万六千七百円」を「二十七万六千三百円」に改め、同号イ⑹中「二十万四千八百円」を「二十二万四百円」に改め、同号イ⑺中「百三十九万三千八百円」を「四百五十万百円」に改め、同号イ⑻中「百四万三千三百円」を「百十二万二千九百円」に改め、同号イ⑼中「八十三万七千二百円」を「九十万千百円」に改め、同号イ⑽中「十六万九千三百円」を「十八万二千二百円」に改め、同号ロ⑷中「五十二万八千七百円」を「二十九万五千六百円」に改め、同条第二項第一号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの」を加え、「百十四万四千七百円」を「百二十八万九千九百円」に改め、同号ロ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ハ中「第十二条第一項第一号イ⑸」を「第十二条第一項第一号イ⑴」に改め、「医療機器」の下に「イ及びロに掲げるものを除く。」」を加え、「八万三千百円」を「八万九千四百円」に改め、同項第二号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ロ中「十万二千三百円」を「十二万二千二百円」に改め、同号ロ⑴中「七万五千四百円」を「九万千九百円」に改め、同号ロ⑵中「六十九万千二百円」を「八十二万五千三百円」に改め、同号ロ⑶中「九十二万八千九百円」を「百二十二万円」に改める。

第三十三条第一項第一号イ⑴中「千四百五十八万千四百円」を「千六百四十三万千三百円」に改め、同号イ⑵中「八百三十二万五千三百円」を「九百三十八万千四百円」に改め、同号イ⑶中「千四十万六千七百円」を「千百七十二万七千円」に改め、同号イ⑷中「四百九十八万六千三百円」を「五百六十一万八千八百円」に改め、同号イ⑸中「五十万六千四百円」を「五十四万五千円」に改め、同号イ⑹中「四十三万七千円」を「四十五万千八百円」に改め、同号イ⑺中「二百七十七万九千三百円」を「二百九十九万千二百円」に改め、同号イ⑻中「二百八万五千八百円」を「二百二十四万四千九百円」に改め、同号イ⑼中「百六十六万三千六百円」を「百七十九万五百円」に改め、同号ロ⑸中「三十八万百円」を「四十五万四千八百円」に改め、同号ロ⑹中「百九万六千五百円」を「百二十一万八千六百円」に改め、同項第二号イ⑴中「七百二十九万八千四百円」を「八百二十二万四千三百円」に改め、同号イ⑵中「四百十六万七千百円」を「四百六十九万五千八百円」に改め、同号イ⑶中「五百二十万八千九百円」を「五百八十六万九千七百円」に改め、同号イ⑷中「二百五十九万千円」を「二百八十二万七千三百円」に改め、同号イ⑸中「二十五万六千七百円」を「二十七万六千三百円」に改め、同号イ⑹中「二十万四千八百円」を「二十二万四百円」に改め、同号イ⑺中「百三十九万三千八百円」を「四百五十万百円」に改め、同号イ⑻中「百四万三千三百円」を「百十二万二千九百円」に改め、同号イ⑼中「八十三万七千二百円」を「九十万千百円」に改め、同号イ⑽中「十六万九千三百円」を「十八万二千二百円」に改め、同号ロ⑷中「五十二万八千七百円」を「二十九万五千六百円」に改め、同条第二項第一号イ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料についての調査の対象となるもの」を加え、「百十四万四千七百円」を「百二十八万九千九百円」に改め、同号ロ中「医療機器」の下に「であって、臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料のうち厚生労働省令で定めるものについての調査の対象となるもの」を加え、「九十一万五千八百円」を「百三万二千円」に改め、同号ハ中「第十二条第一項第一号イ⑸」を「第十二条第一項第一号イ⑴」に改め、「医療機器」の下に「イ及びロに掲げるものを除く。」」を加え、「八万三千百円」を「八万九千四百円」に改め、同項第二号イ中「医療機器」